（清算未了特定基金に関する読替え等）

第三十四条　平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十四条第一項	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三十八条第二項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金（同条の規定による改正前の前項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）	
附則第三十四条第五項	附則第三十五条第三項	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の附則第三十四条第五項	第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金
附則第三十八条第二項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法	
附則第三十四条第六項において準用する附則第三十三条第四項	特定基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年法律」という。）第六十三号「平成二十五年改正法」という。）附則第一条第一項に規定する「改正前の厚生年金保険法附則第三十四条第五項」という。）の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する特定基金をいう。以下この項及び次項において「特定基金」という。）	保険料

附則第三十四条第六項において準用する附則第三十三条第五項	連合会又は他の基金	連合会等	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）
附則第三十八条第一項において準用する確定給付企業年金法第百十四条第一項	前条第一項の規定に基づき、政府が解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第一条第一項に規定する「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）第百十四条第一項に規定する責任準備金相当額又は第百十四条第三項に規定する減額責任準備金相当額	
附則第三十八条第一項において準用する確定給付企業年金法第百十四条第四項及び第六項	解散厚生年金基金等	解散厚生年金基金等は	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、同法
	当該責任準備金に相当する額	当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額	
附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一項		特定基金は	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「改正前厚生年金保険法」という。）第百十五条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下この条において「特定基金」という。）が、同法